

○ 資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十八号）

改正案	現行
<p>（特定社債等に係る発行及び償還に関する事項）</p> <p>第十三条 法第五条第一項二号ロ及びハ並びに同号ニ(7)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 各発行ごとの発行価額（転換特定社債等を発行する場合は、その内訳を含む。）<u>、利率及び募集等の方法</u></p> <p>六～十七 （略）</p> <p>（特定短期社債に係る発行及び償還に関する事項）</p> <p>第十三条の二 法第五条第一項二号ホに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 各発行ごとの発行価額及び利率</p> <p>七～十二 （略）</p> <p>（特定約束手形に係る発行及び償還に関する事項）</p> <p>第十四条 法第五条第一項第二号へに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～四 （略）</p>	<p>（特定社債等に係る発行及び償還に関する事項）</p> <p>第十三条 法第五条第一項二号ロ及びハ並びに同号ニ(7)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 各発行ごとの発行価額（転換特定社債等を発行する場合は、その内訳を含む。）<u>及び募集等の方法</u></p> <p>六～十七 （略）</p> <p>（特定短期社債に係る発行及び償還に関する事項）</p> <p>第十三条の二 法第五条第一項第二号ホに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 各発行ごとの発行価額</p> <p>七～十二 （略）</p> <p>（特定約束手形に係る発行及び償還に関する事項）</p> <p>第十四条 法第五条第一項第二号へに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～四 （略）</p>

五 各発行ごとの発行価額及び利率

六〇十一 (略)

(特定資産に関する事項)

第十六条 法第五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇六 (略)

七 次に掲げる場合であつて、第二号から第五号までに掲げる事項(第五号に掲げる事項については、ロの場合に限る。)の内容が確定していないときは、その内容を確定するための要件及び手続

イ (略)

ロ (略)

(1) (4) (略)

ハ 次に掲げる要件のすべてを満たす場合

(1) 第一号の特定資産の内容欄に掲げる事項によつて特定が可能な指名金銭債権若しくは有価証券又はこれらを信託する信託の受益権であつて、一定の条件に基づいて抽出される資産を、特定目的会社が将来継続して取得する場合。

(2) 発行される資産対応証券が、担保附社債信託法の規定又は法第百十三条第三項の規定により担保が付された特定社債であること。

(3) 資産流動化計画に(2)について変更を禁止する旨の定めがあること。

五 各発行ごとの発行価額

六〇十一 (略)

(特定資産に関する事項)

第十六条 法第五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇六 (略)

七 次に掲げる場合であつて、第二号から第五号までに掲げる事項(第五号に掲げる事項については、ロの場合に限る。)の内容が確定していないときは、その内容を確定するための要件及び手続

イ (略)

ロ (略)

(1) (4) (略)

(新設)

<p>八 (略)</p> <p>(資産流動化計画の変更に係る届出)</p> <p>第二十六条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 特定目的会社は、第十六条第七号ハにおいて、同条第二号から第四号までに掲げる事項の内容が確定していない場合、当該内容を確認する際に締結した第七条第一項に掲げる契約の契約書の副本又は謄本を第一項の資産流動化計画変更届出書に添付しなければならぬ。</p> <p>5 (略)</p>	<p>八 (略)</p> <p>(資産流動化計画の変更に係る届出)</p> <p>第二十六条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>4 (略)</p>
--	--